

京都市火災予防条例第 5 9 条の規定に基づく消火活動に重大な支障を生じるお
それのある物質の指定

(制 定 平成 2 年 3 月 2 8 日 京都市消防局告示第 5 号)
(最終改正 令和 4 年 6 月 3 0 日 京都市消防局告示第 5 号)

京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第 5 9 条の規定に基づき消火活動に重大
な支障を生じるおそれのある物質（消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物及び同法第 9 条
の 3 に規定する物質並びに条例第 3 4 条第 1 項に規定する指定可燃物を除く。）を令和元
年 6 月 1 1 日から次のとおり指定します。

1 核燃料物質

原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応
じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量を超えるもの

種	類	数	量
(1)	ウラン 2 3 5 のウラン 2 3 8 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量	3 0 0 グラム
(2)	ウラン 2 3 5 のウラン 2 3 8 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量	3 0 0 グラム
(3)	前 2 号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量	3 0 0 グラム
(4)	トリウム及びその化合物	トリウムの量	9 0 0 グラム
(5)	前号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量	9 0 0 グラム
(6)	ウラン 2 3 5 のウラン 2 3 8 に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの	
(7)	プルトニウム及びその化合物	すべてのもの	
(8)	ウラン 2 3 3 及びその化合物	すべてのもの	
(9)	前 3 号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質	すべてのもの	

2 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射
性同位元素で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が、数量については次の各号
に掲げる数量を超えるもの、濃度については 7 4 ベクレル毎グラム（自然に賦存する放
射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃
度にあつては、3 7 0 ベクレル毎グラム）を超えるもの

- (1) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 1 種類の
ものについては、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数
量
- (2) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 2 種類以
上のものについては、次の表の左欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれ
ぞれの数量の同表の右欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 となるようなそれらの数

量

- (3) 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、3.7メガベクレル
- (4) 放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）であって、それらの集合したものについては、その集合したものごとに3.7メガベクレル

種	類	数	量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出する同位元素		3.7	キロベクレル
物理的半減期が30日を超える放射線を放出する同位元素（トリチウム、ベリリウム7、炭素14、硫黄35、鉄55、鉄59及びストロンチウム90並びにアルファ線を放出するものを除く。）		3.7	キロベクレル
物理的半減期が30日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素18、クロム51、ゲルマニウム71及びタリウム201並びにアルファ線を放出するものを除く。）並びに硫黄35、鉄55及び鉄59		3.70	キロベクレル
トリチウム、ベリリウム7、炭素14、ふっ素18、クロム51、ゲルマニウム71及びタリウム201		3.7	メガベクレル

3 その他の物質

次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量以上のもの

種	類	数	量
熔融金属又は熔融ガラス			キログラム 2,000
可燃性粉体			5,000
水酸化カリウム、水酸化ナトリウム等の強アルカリ又は熔融アルカリ			500